

## 一宮市議会会議規則の一部を改正する規則

一宮市議会会議規則(昭和 44 年一宮市議会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第48条第3項中「通告順によるものとする」を「議長が定める」に改める。

### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。